

いじめを生まない土壌づくりのための基本的な方針

(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立葛飾中学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	1
2 学校いじめ防止基本方針	1
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	2
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
(1) いじめの未然防止のための取組	2
(2) いじめの早期発見のための取組	4
(3) いじめに対する早期対応	5
第3 重大事態への対処	
1 学校の設置者又はその設置する学校による対処	7
2 重大事態への対処の流れ	7
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
【資料】	
学校生活アンケート（生徒向け）	9
学校生活アンケート（保護者向け）	10

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、学校教育目標である「自ら考え実行する生徒」の実現を目指して、教育活動を展開しております。すべての生徒が、それぞれの“よさ”を生かし、充実した社会生活を送れる大人になるように、その成長・発達を促したり支えたりする働きかけをしています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりに取り組んでいます。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校いじめ防止基本方針【いじめ防止対策推進法 第13条】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

- ・策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめの発生時に、学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ・加害者への成長支援の観点はいじめの加害者への支援をする。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめの防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「生徒指導委員会」を設置する。

生徒指導委員会では、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年担当、養護教諭、スクールサポーター等で構成するものとする。

また、生徒指導委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

生徒指導委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- (ア) 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) 情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、適切なコミュニケーション能力を身に付け、規律ある授業や行事に主体的に参加し、活躍できるように指導を行う。また、集団の一員としての自己肯定感を高めていくことにより、互いを認め合えるよりよい人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ①生徒の気持ちを共感的に受け止める。
 - ②居場所をつくる。
 - ③見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ④規準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ①分かる楽しさを与える。
 - ②生徒それぞれのよさを認める。
- (ウ) 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会技能を育てる。
- (エ) 生徒会活動等、生徒の自主的な活動を生かし、集団としての成長を支援する。

イ 道徳教育の充実

道徳科を通して、生徒の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- (ア) 道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
 - ①人間としてよりよく生きるための道徳性を育成する視点から、社会生活のきまりや基本的なモラル等にかかわる道徳的実践を促す指導を充実させる。
 - ②全教職員の共通理解の下、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導や人権教育等との関連を図るとともに、生徒の豊かな心を育てる体験活動や実践活動を一層充実させる。
- (イ) 「明日への扉」を活用し、生徒一人一人の自己肯定感を高めていく。

ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「問題が起こっていないときの指導」である。いじめを未然に防ぎ、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるように、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持つ。
- (ウ) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わってしまう場合もあることを十分に留意する。
 - ①教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ②教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ③教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠である。特に、保護者同士が連携をとることで、いじめの抑制や、いじめの解消に効果的な場合がある。次の点に留意し、保護者同士の良好な関係づくりを支援する。

- (ア) 学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを推進し、いじめ等の問題行動の情報交換や対策について話し合う。
- (イ) P T A活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- (ウ) 学校公開、保護者会、学校だより、ホームページ等で、目指す学校像や教育活動の状況等の情報を積極的に発信し、啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) スクールサポーターと連携して、ネット問題について生徒向け学習会等を実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、非行防止教室等への保護者の参加を促すとともに、P T A役員会等においてもネット意識啓発の機会を持てるようにする。

カ 春日部市が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気・さわやか集会」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

- (ア) 生徒の実態に応じた取組を行う。
 - ①いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
 - ②生徒が主体となって運営する生徒集会
- (イ) スーパー元気・さわやか集会に積極的に参加していく。
 - ①代表者による作文発表 ②中学生による演劇発表
 - ③パソコンを使った発表 ④保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく、判断しにくい場合がある。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知をする。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談などを含めた迅速な対応をする。
- (イ) 必要に応じて、生活支援課、こども相談課、教育相談センター、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 生徒及び保護者からの情報収集

- (ア) 年間5回程度の「学校生活アンケート」を実施する。
- (イ) 「学校生活アンケート」実施後に、必要に応じて一人一人と直接話をしていく。

(ウ) 「やりとり帳」等から交友関係や相談事の把握に努める。

(エ) 二者面談や三者面談を実施し、把握に努める。

ウ 「I's 2019」の活用

(ア) 「いじめ発見チェックシート」等を活用し、該当する項目がある生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。

(イ) 「事実確認聴き取り記録用紙(例)」を参考に、生徒からの事情を聴き取る際に、いつ、どこで、だれに、どんなことをされた等の記録を確実に取る。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、いじめられている生徒を守り通すとともに、いじめている生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

被害生徒のいじめの訴えを適切に把握する。被害生徒に寄り添い支える態度で接する。秘密を守ること、被害生徒の安全確保に努めること、継続して支援すること等を約束し、被害生徒の不安を和らげる。

ア いじめを認知した際の具体的対応（「I's 2019」参照）

(ア) いじめの訴えの適切な把握

(イ) 組織での対応方針の検討

(ウ) 適切な事実確認（聴き取り・アンケート調査の実施等）

(エ) 組織での指導方針の検討

(オ) 被害生徒等への適切な情報提供と加害生徒等への対応

(カ) 解消までの見守り

イ 加害生徒の保護者への対応（「I's 2019」参照）

(ア) 家庭訪問等、直接話をする場を設定し、いじめの事実を知らせ、加害生徒本人にも再確認します。

(イ) 学校の取組方針を伝え、保護者の協力を求めます。

(ウ) 被害生徒の状況等を伝え、いじめという事態の重大さを認識してもらいます。

(エ) 加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得ます。

(オ) いじめは許されるものではないという毅然とした姿勢を維持します。

(カ) 対応経過をこまめに伝えるとともに、生徒の様子等について家庭からの情報提供を依頼します。

(キ) 専門機関との連携も視野に入れておきます。

(4) いじめへの対処

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、その児童生徒の人格の成長を念頭に置いた上で、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめの事実の確認を行った結果については、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒または、保護者に対する支援などを行う。
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導または、その保護者に対する助言等を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携する。
- ・いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が、複数校にかかる場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童生徒及びその保護者への支援と助言を行う。
- ・いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないため、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織への情報提供する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

(6) 学校基本方針の内容の点検と見直し

取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

第3 重大事態への対処

1 学校の設置者又はその設置する学校による対処【いじめ防止対策推進法 第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）】

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

【いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）】

※いじめの事案で、被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ適切な対応が必要である。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）】

※不登校重大事態の調査については、学校が調査に当たることを原則とする。

【不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）】

2 重大事態への対処の流れ

(1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。

(2) いじめられて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。

教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、生徒指導委員会が中心となり、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者に、あらかじめ説明しておく。
- (7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている生徒及びその保護者に適切に提供する。
- (8) その他留意事項
- (ア) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
- (イ) 「I's 2019の自殺予防について」を参考にする。特に、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖(後追い)の可能性があること等を踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。
- (ウ) 関係のあった生徒が深く傷つき、他の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、生徒指導委員会において毎年度、いじめを生まない土壌づくりのための基本的な方針の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料】 学校生活アンケート(生徒向け)

学校生活アンケート(保護者向け)

※「I's 2019」を基に葛飾中学校で作成したアンケートである。

第__回 学校生活 生徒アンケート（__月実施）

1・2・3年__組__番 名前_____

以下の質問に答えてください。選択肢の数字に○をつけて、理由などを具体的に書いてください。

質問1 **〇月から今日までを振り返って**、学校生活は充実（やりがいや楽しみを感じる）していますか。

1 とても充実している 2 わりと充実している 3 あまり充実していない 4 充実していない

理由：

質問2 **〇月から今日までに**、「いじめ」「いやがらせ」「いたずら」「法に触れる行為（暴力、物を壊す、万引きなど）」をした、された。または、あなたが見た、聞いたことがありますか。

当てはまるものに丸をつけてください。（校内、校外を問わず）

1 ある 2 ない

質問3 質問2で“1 ある”と答えた人に聞きます。**それはどんなことですか。いつ、どこで、どんなふうになど、わかる範囲で具体的に書いてください。**

いつ・・・・・・・・

どこで・・・・・・・・

どんなふうになど・・・・・・・・

質問4 **〇月から今日までに**、まだ相談していない悩みごとがあれば書いてください。

学校だけでなく、インターネット上でのことや、家のことでもかまいません。

※アンケートの協力ありがとうございました。内側に二つ折りにして、提出してください。

※問題を解決するために、後で詳しく事情を聞くことがあります。

第__回 学校生活 保護者アンケート（__月実施）

1・2・3 年__組__番 生徒氏名_____

葛飾中学校では、学校生活に関するアンケートを保護者の方にも実施しています。生徒が安全に学校生活を送れるように、アンケートのご協力をお願いします。選択肢の数字に○をつけて、理由などを具体的にご記入ください。

なお、生徒にはこの用紙と同様のアンケートを学校で実施しております。

質問1 **〇月から今日までを振り返って**、お子さんは学校生活をどのように感じていますか。

1 とても充実している 2 わりと充実している 3 あまり充実していない 4 充実していない

理由：

質問2 **〇月から今日までに**、お子さんまたは、お子さんの友人から「いじめ」「いやがらせ」、「いたずら」「法に触れる行為（暴力、物を壊す、万引きなど）」をされた。友人がされていた等、話を聞いたことがありますか。（校内、校外を問わず）

1 ある 2 ない

質問3 （質問2で“1ある”と回答された方のみご記入ください）**それはどんなことですか。いつ、どこで、どんなふうになど、わかる範囲で具体的にご記入ください。**

質問4 **最近のお子さんの様子や友人関係等で、何か気になることがございましたらご記入ください。**

※アンケートの協力ありがとうございました。

※用紙は内側に2つに折るか、ご自宅にある封筒等に入れて、__月 日()までに、お子さんを通じて朝の会で担任に提出してください。